

市川市立福栄小学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、絶対に許されない。いじめは、卑劣な行為である。

いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、心体に重大な危険を生じさせるものである。そして、いじめはすべての児童に関する問題である。

したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童などに対して行われるいじめを認識しながら、放置することのないようするため、教職員は、いじめが児童など心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童などの理解を深め、いじめ防止などの対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条 第1項の規定による)

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して、学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、その防止に努める。

2. いじめ防止の施策

(1)いじめ防止の組織

名称及び組織構成等

<名称>福栄小いじめ対策部会(児童理解部会が兼ねる)

<構成員>校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談、養護教諭、当該学年職員
(学年主任、担任)

<役割>

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施、年間指導計画の作成、実行、検証修正など
- ・いじめの相談通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ・緊急会議の開催、対応方針の決定
- ・組織として、対応を進めるための連絡、調整

(2)いじめの未然防止のための取り組み

(基本的な考え方)

- ・いじめは、全ての児童等に関係する問題であるという事実を踏まえ、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、未然の防止に、全教職員が一体となって継続的に取り組む。

(措置)

- ・「いじめはけっして許されない」ことの理解を促す。特別の教科道徳を中心に各教科、日常の生活の中で、継続的に考えさせていく。
- ・自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える人間関係作りに努める。
- ・成就感、達成感のある学習、みんなで考え、学び合う喜びの感じられる授業構成に努める。
- ・教師が模範となるよう、あたたかい言動で児童に接する。
- ・観察や心の触れ合いを通して、児童の背景にある問題を把握できるようにする。
- ・日常の観察や情報収集、交友関係の変化等より、児童の人間関係を把握する。
- ・児童理解部会や職員研修を通して、いじめ予防指導を共通理解し、全職員による指導協力体制を整える。

(3)いじめの早期発見について

(基本的な考え方)

- ・いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・些細な兆候でも、いじめではないかという疑いをもって、早い段階から、対処にあたる。

(措置)

- ・生活を豊かにする(いじめ実態把握)アンケート調査を6月頃と11月頃、2月頃の3回行う。アンケート調査を踏まえ、教育相談を行い、事実確認ができた時点で、管理職に報告する。今後の方針を立て、問題解消に努める。
- ・アンケート結果をもとに、ケース会議をその都度実施する。
- ・児童理解部会や職員会議の中で、各学年から情報を交換・共有することで、全教職員共通理解のもとで、児童の様子を把握し、対応していく。

(4)いじめに対する措置

(基本的な考え方)

- ・いじめの相談、発見、通報があった場合には、特定の教職員のみで対応するのではなく、組織全体で対応していくようにする。
- ・いじめたとされる児童等に対し、事情を確認し、適切に指導するとともに家庭へ連絡・助言するとともに、事案によっては関係機関との連携を行う。
- ・いじめの傍観者に対しても、適切に指導を行う。

(措置)

- ・いじめの相談、通報、疑いがあった時には、速やかに管理職に報告するとともに、当該児童に係るいじめの事実関係の把握をする。
- ・いじめの発見、相談、通報を受けた教職員は、いじめ対策部会に連絡し、情報の共有をする。
- ・組織を中心に、いじめの調査をするとともに、再発防止について協議し、対応にあたる。
- ・いじめられた児童、保護者へは、つらい気持ちを受け入れ、共感することで、心の安定を図るとともに、最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。また、解決ができる希望をもてることを伝え、自信がもてる言葉かけをしていく。
- ・いじめられた児童の不安を除去するとともに、安全を確保し、安心して学校生活が送れるよう、みらいセンター、養護教諭、中学校ブロックのスクールカウンセラーなどを活用し、心のケアに努める。
- ・いじめた児童へは、いじめた気持ちや状況などを充分に聴き取り、児童の背景にも目を向け、指導を行う。また、人格の成長を鑑み、教育的配慮のもと、いじめられる側の気持ちを理解させ、いじめは決して許されない行為であることを毅然とした態度で指導する。
- ・いじめた児童の保護者へは、正確な事実を伝えるとともに、連携を図って、より良い方向へ向かわせたいという思いを伝える。今後の対応等をともに考え、協力を求めるとともに、具体的な助言をする。
- ・いじめの傍観者に対しては、いじめについて考えさせ、何もしないでいることもいじめを肯定しているということを理解させ、いじめの抑制や仲裁へ転換していくよう、導いていく。
- ・いじめられた児童、いじめた児童の様子を長期にわたって、注視し、より良い方向で生活できているか観察する。

3. 重大事態への対処

生命・心身又は、財産に重大な被害が生じた疑い(児童の自殺の企画等)や、相当期間(30日以上を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

①重大事案が発生した際は、次の通り速やかに連絡、報告を行う。

発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主任⇒教務主任⇒教頭⇒校長⇒教育委員会

- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明らかにするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた児童保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④調査結果を、教育委員会に報告する。
- ⑤調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

4. 公表、点検、評価について

(基本的な考え方)

- ・いじめを隠蔽しない。
- ・学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。

(措置)

- ・学校便り、ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・毎年度、児童、保護者へのアンケートの中の生徒指導関係の項目について、統計分析を行いこれに基づいた対応をとる。
- ・いじめの問題への取り組みを、保護者、児童、教職員で評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。